

提出期限 12月11日(金)まで

光ブロードバンドサービス事前加入申込書

鷹栖町では、光ブロードバンドサービス未提供地域で国の事業を活用した光回線整備を予定しており、サービスの提供には、加入件数の確保が必要となります。加入件数の把握のため、下記についてご回答いただきますようお願いいたします。必要事項を記入の上、郵送、FAX、持参のいずれかの方法によりお申し込みください。
※希望しない場合は、提出する必要はありません。**ただし、あとから希望しても加入できない場合がありますので、加入を検討されている方は、必ず提出をお願いします。**

申込年月日	令和 2 年 月 日
利用希望者名・法人名 (契約者名)	(フリガナ)
住所	〒 鷹栖町 ※光ブロードバンドサービスを利用する住所を記入してください。
電話番号(固定電話)	() - ※光回線の敷設ルート設計をする上で、重要な情報となります。 固定電話をお持ちの方は、必ず記入してください。
日中のご連絡先 (携帯電話等)	
ご利用希望回線数 (いずれかに☑を記入願います。)	<input type="checkbox"/> 1回線 →ご自宅のみで加入される場合はこちらにチェック <input type="checkbox"/> 2回線以上 (回線) ※自宅と隣接する事務所など、複数の回線契約を予定している方は、2回線以上にチェックし希望の回線数を記入してください。 ※ただし、自宅と事務所等の住所が異なるなど、離れた場所にある場合は、事前加入申込書を別々に記入してください。
Wi-Fiの設置【必須】 (同意できる場合は☑を記入願います。)	<input type="checkbox"/> Wi-Fiを設置します(家庭用Wi-Fiルーター等) ※Wi-Fiルーターを設置することで、無線でインターネットに接続ができ、スマートフォンやパソコン、Wi-Fi機能が付いた家電製品も利用が可能となります。 本事業は国の補助事業で整備するため、家庭用Wi-Fiルーターなどを設置していただく必要があります。 ※Wi-Fiルーターは電気通信事業者からのレンタルまたは家電等で一般的に市販されているものを加入者ご自身でご用意していただく形となります。

- ご提出いただきました個人情報は鷹栖町で適正に管理し、電気通信事業者へ加入の意思表示として提出します。
- 本書面は、利用意向を把握し、サービスの提供を検討するためのものであり、本書の提出をもってサービス提供開始が保障されるものではありません。
- 本書面は契約書ではありません。正式な契約は、サービス開始確定後、電気通信事業者または電気通信事業者が業務委託する他の事業者より個別にご案内する予定です。

FAX送信先 : 87-2196 (鷹栖町総務企画課情報防災係)

※送付状は不要です。そのまま送信してください。

光ブロードバンドサービス事前加入申込書

鷹栖町では、光ブロードバンドサービスの提供には、加入件数に限りがございます。必ずお申し込みください。ご希望しない場合は、申込書をお返しいたしますので、加入を検討してください。

記入例

申込書に記入した内容を予定しており、サービス提供開始が保障されず、ご回答いただきますようお願いいたします。お申し込みください。できない場合があります。

申込年月日	令和 2 年 11 月 22 日
利用希望者名・法人名 (契約者名)	(フリガナ) タカス コウタロウ 鷹栖 光太郎
住所	〒 071-1299 鷹栖町 南1条3丁目5番1号 ※光ブロードバンドサービスを利用する住所を記入してください。
電話番号(固定電話)	(0166) 87 - 0000 ※光回線の敷設ルート設計をする上で、重要な情報となります。固定電話をお持ちの方は、必ず記入してください。
日中のご連絡先 (携帯電話等)	090-1234-5678
ご利用希望回線数 (いずれかに☑を記入願います。)	<input checked="" type="checkbox"/> 1回線 →ご自宅のみで加入される場合はこちらにチェック <input type="checkbox"/> 2回線以上 (回線) ※自宅と隣接する事務所など、複数の回線契約を予定している方は、2回線以上にチェックし希望の回線数を記入してください。 ※ただし、自宅と事務所等の住所が異なるなど、離れた場所にある場合は、事前加入申込書を別々に記入してください。
Wi-Fiの設置【必須】 (同意できる場合は☑を記入願います。)	<input checked="" type="checkbox"/> Wi-Fiを設置します(家庭用Wi-Fiルーター等) ※Wi-Fiルーターを設置することで、無線でインターネットに接続ができ、スマートフォンやパソコン、Wi-Fi機能が付いた家電製品も利用が可能となります。本事業は国の補助事業で整備するため、家庭用Wi-Fiルーターなどを設置していただく必要があります。 ※Wi-Fiルーターは電気通信事業者からのレンタルまたは家電等で一般的に市販されているものを加入者ご自身でご用意していただく形となります。

- ご提出いただきました個人情報は、本事業にのみ利用させていただきます。
- 本書面は、利用意向を把握するものではありません。
- 本書面は契約書ではありません。本事業は国の補助事業で整備するため、家庭用Wi-Fiルーターなどを設置していただく必要があります。

記入方法についてご不明な点は、鷹栖町総務企画課情報防災係へご連絡ください(電話 87-2111)

提出します。サービス提供開始が保障されず、ご回答いただきますようお願いいたします。お申し込みください。できない場合があります。

FAX送

情報防災係